

公益社団法人及び公益財団法人の寄附金収入に関する実態調査 よくある質問一覧

平成 25 年 9 月 13 日

調査全般に関する御質問

●この調査に回答しなければならないの？

任意で御回答をお願いするものですが、寄附金に関する税制優遇措置の効果を検証するという調査の趣旨を御理解いただき、是非とも御協力をお願いいたします。

●寄附金収入が無い場合であっても調査に回答する必要があるの？

御回答をお願いいたします。寄附金収入がないということも税制優遇措置の効果の検証のためには重要な情報になります。このため、今回の調査は寄附金収入の有無にかかわらず、全ての公益法人を対象としております。

●調査票の電子ファイルにパスワードが付与されていて開けない…

調査への御協力をお願いする調査票等が添付されたメールと同時に、添付ファイルのパスワードをお知らせする英文のメールを併せて自動送信しています。そちらのパスワードを用いてファイルを開いてください。どうしても上手く開かない場合は下記URLからダウンロードしてください。

(https://www.koeki-info.go.jp/pictis_portal/other/pdf/20130910_kifukin_chosa.pdf)

調査内容に関する御質問

●調査票2（2）＜税額控除対象法人＞公益法人は全て税額控除対象法人ですか？

ここでの「税額控除対象法人」とは、平成 23 年 6 月より、公益法人への個人からの寄附金について新たに導入された税額控除制度の対象となる法人のことで、税額控除対象法人となるには、一定の要件を満たすことについて、行政庁の証明を受ける必要があります。したがって、税額控除対象法人とはこの行政庁の証明を受けている法人のことです。要件の詳細や、証明に係る申請方法等については、下記URLにあります手引きを御覧下さい。

(https://www.koeki-info.go.jp/pictis_portal/common/index.do?contentsKind=050&gyouseiNo=00&contentsNo=00101&syousaiUp=0&procNo=contentsdisp&contentsType=02&buttonNo=1120625116&meiNo=1120377060&topFlg=0)

●調査票3＜寄附金受入状況等＞公益法人に移行する前の寄附金収入も回答しなくてはならないの？

お手数ですが、御回答をお願いします。税制優遇措置の効果を検証するためには移行前の実績も把握させていただく必要があります。

●調査票3＜寄附金受入状況等＞国や自治体からの補助金等は寄附金収入なの？

本調査の寄附金収入に国や自治体からの補助金等は含まれません。

●**調査票3＜寄附金受入状況等＞財団法人の賛助会費等も寄附金に含めるの？**

財団法人の賛助会費等で対価性が認められない会費については、寄附金に含めます。社団法人の社員からの会費については寄附金に含めませんが、賛助会費等社員以外からの会費で当該会費の支払いが社団法人から反対給付を受けるために行われるものではないもの（実質的には寄附金に該当するもの。）については寄附金に含めます。

●**調査票4（3）＜寄附件数＞金額ごとの件数を集計していないが…**

税制優遇措置の効果を検証するために重要な項目ですので、お手数ですが集計の上、御回答をお願いします。

●**調査票4（3）＜寄附件数＞街頭募金はどう件数を集計すればよいの？**

街頭募金等の件数の把握がどうしても困難な寄附金がある場合は、当該寄附金を除いて集計の上、御回答をお願いします。

●**調査票5（5）＜使途ごとの事業費等支出額及び寄附金収入額＞使途ごとの金額を把握していないが…**

平成20年公益法人会計基準を採用している場合、正味財産増減計算書内訳表（様式2-3）において事業ごとに集計された金額を御回答ください。

また、同基準以外の会計基準を採用している年度の場合、お手数ですが同基準を適用した場合の金額を集計の上、ご回答をお願いします。なお、共通費用の配賦については、平成20年公益法人会計基準を採用している直近の年度の配賦割合により配賦していただいで結構です。

●**調査票5（5）＜使途ごとの事業費等支出額及び寄附金収入額＞寄附金収入を用いた「資産取得費」とは何のことですか？**

建物、重機等の取得のように、取得年度の正味財産増減計算書に費用として計上される支出ではなく、貸借対照表上、固定資産として計上され、後年度に正味財産増減計算書において減価償却を通じて費用化される支出のことです。